

平成29年6月9日

司法書士法教育ネットワーク
会長 西脇正博 殿

公開質問状に対する回答

日本司法書士会連合会
副会長候補 峯田文雄

質問事項1 司法書士が法教育を実施することの意義について

法教育とは、法律専門家ではない一般の人々が、法や司法制度、これらの基礎になっている価値を理解し、法的なものの考え方を身に付けるための教育とされている。これは、専門家養成のための教育ではなく、一般の人々が法やルール背景にある価値観や司法制度の機能、意義を考える思考型の教育であること、社会に参加することの重要性を意識付ける社会参加型教育であることに特長がある。

これからの社会は、異なった文化や多様な価値観もった人々とのつながりが多くなり、そこには、共生のための相互尊重のルールを理解することが重要となる。

そこで、法教育は、国民一人ひとりが自らの権利と責任を自覚し、自由で公正な社会の担い手となるため、これまで以上に重要になってくると考える。

国民の権利の擁護と公正な社会の実現を使命とする司法書士が法教育を実施することは、その使命を達成するためのひとつの活動として重要なことと考える。

日司連としての支援策は、各司法書士会が実施している法教育の情報を集約して、各司法書士会に情報を提供することが第一であると考えている。

質問事項2 弁護士や行政書士等の取り組む法教育との差別化について

現在多くの司法書士会が実施している高校生のための法律講座や親子法律教室は大きな成果を上げており、これからもテーマを増やすことにより法教育への大きな広がりを期待できると考える。

また、法教育の目指すべきものが同じであれば、弁護士や行政書士等との差別化はそれほど意識する必要はないと思われるが、司法書士ならではの業務と

密接関連するテーマを題材することにより差別化が図れるであろう。一つの例としては、不動産登記制度であり、登記の必要性を伝えることにより、相続登記の促進の一助になるものとする。

質問事項 3 法教育に関する新人研修、会員研修の実施について

法教育に関する研修について、まず新人会員に対しては、中央新人研修での日程等から、講義を実施することよりも各司法書士会で実施している法律講座に積極的に参加を促し、経験することで、その必要性とその取り組みを知ることが大切であるとする。また、会員研修においては、実戦経験のほかeラーニングの活用により法教育に関する知識を増やしスキルアップを図るべきとする。

質問事項 4 法教育未実施の司法書士会について

未実施の司法書士会の判断は、その司法書士会の実状によるものであるとする。日司連としては、未実施の司法書士会に実施している会の視察を提案したり、日司連、ブロック、隣接司法書士会からの支援体制を組むことで、法教育に取り組んでいただけるような活動を行うべきである。